

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律について
(〃線の部分は衆議院における修正部分)

第1 総則

1 通則

(1) 目的

この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、事態対処法と相まって、国全体として万全な態勢を整備し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(2) 国等の責務

国は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施に関する国の方針を定め、これを実施及び支援するとともに、実施に係る経費について、国費により適切に措置。地方公共団体は、国の方針に基づき、当該地方公共団体の区域における措置を推進。国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、相互に連携協力しなければならない。国民は、協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

(3) 配慮事項

国民の差別的取扱い、思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵害しないことにより基本的人権を尊重。国民の保護のための措置の実施に伴う損失補償、不服申立て及び訴訟の迅速な処理

日本赤十字社の自主性の尊重及び放送事業者の言論の自由に対する特別の配慮
国民の保護のため、国民に対し、正確な情報を適時にかつ適切な方法で提供
高齢者、障害者等への留意、国際人道法の的確な実施

2 国、都道府県及び市町村が行う国民の保護のための措置

(1) 国は、警報の発令、避難措置の指示、救援の指示、大規模又は特殊な武力攻撃災害への対処などを行う。

(2) 都道府県は、避難の指示、避難住民等の救援、武力攻撃災害の防除又は拡大の防止などを行う。

(3) 市町村は、警報の伝達、避難の誘導、武力攻撃災害に係る応急措置、消防などを行う。

3 国民の保護のための措置の実施体制

(1) 武力攻撃事態等において内閣に設置される武力攻撃事態等対策本部は、国民の保護のための措置を総合的に推進。対策本部の事務の一部を行う組織として、武力攻撃事態等現地対策本部を置くことができる。

(2) 閣議決定で指定を受けた地方公共団体の長は、都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置（本部長である都道府県知事又は市町村長に総合調整権）。地方公共団体の長は、内閣総理大臣に指定を要請できる。本部の設置にかかわらず、地方公共団体は、国民の保護のための措置を実施

(3) 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長である地方公共団体の長は、国に対し、対処措置の実施の要請及び総合調整を行うことの要請をすることができるほか、武力攻撃事態等対策本部長（以下「対策本部長」という。）又は都道府県対策本部長に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

(4) 都道府県知事は、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請できる。要請がない場合において緊急を要するときは、対策本部長は、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を求めることができる。また、市町村長は、都道府県知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請することを求めることができるほか、当該求めができないと

きは、国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要な事項を防衛庁長官に連絡することができる。この場合、防衛庁長官は、速やかに、その内容を対策本部長に報告

4 国民の保護に関する国の基本指針

政府は、武力攻撃事態等に備え、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針を作成

5 国民の保護に関する計画

基本指針に基づき、指定行政機関の長、地方公共団体の長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護に関する計画又は業務計画を作成（指定行政機関の長及び都道府県知事にあつては内閣総理大臣に協議、市町村にあつては都道府県知事に協議、指定公共機関にあつては内閣総理大臣に報告。この場合、内閣総理大臣は、指定公共機関に対し、必要な助言をすることができる。）

6 都道府県国民保護協議会・市町村国民保護協議会

都道府県及び市町村に、関係機関の代表者等からなる協議会を設置し、計画を諮問

第2 避難に関する措置

(1) 対策本部長は、警報を発令

(2) 対策本部長は、避難元及び避難先の関係都道府県知事に避難措置を指示

(3) 都道府県知事は、市町村長を通じ住民に避難を指示（避難経路、交通手段等を明示）

(4) 市町村長は、避難実施要領で定めるところにより、市町村の職員（消防を含む。）を指揮して、避難住民を誘導。警察、自衛隊等に、避難住民の誘導を要請

(5) 内閣総理大臣は、避難の指示、避難住民の受入れ又は避難住民の誘導が適切に行われない場合は、是正措置を講ずる。

第3 救援に関する措置

(1) 対策本部長は、都道府県知事に救援を指示

(2) 救援の指示を受けた都道府県知事は、避難住民及び被災者の救援（収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の給与、医療の提供等）を実施

(3) 都道府県知事は、物資の生産、販売等を業とする者に対し、医薬品、食品等の救援物資について保管を命令し、売渡しを要請、収容施設又は臨時の医療施設を開設するため、同意を得て、土地、家屋又は物資を使用、医療関係者に医療の実施要請（正当な理由なく拒否された場合に、収用、使用又は指示をすることができる。）

(4) 内閣総理大臣は、救援が適切に行われない場合は、是正措置を講ずる。

(5) 市町村長及び都道府県知事は安否情報の収集、整理に努め、総務大臣及び地方公共団体の長は、安否の照会に応じ情報を提供しなければならない。

第4 武力攻撃災害への対処に関する措置

(1) 国は、武力攻撃災害の防除及び軽減のため、自ら必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体と協力して、武力攻撃災害への対処に関する措置を的確かつ迅速に実施

(2) 国民生活に影響を与える生活関連等施設の周辺の安全確保のため、都道府県公安委員会等は、立入制限区域を指定し、内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、危険の防除、周辺住民の避難その他必要な措置を実施

(3) 指定行政機関の長は、原子力事業者、危険物質取扱者等に対し、施設の使用の停止等を命ずることができる。

(4) 内閣総理大臣は、放射性物質等による汚染への対処のため、関係大臣を指揮し、汚染原因物質の撤去、汚染の除去、被災者の救難及び救助その他必要な措置を実施

(5) 市町村長又は都道府県知事は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、応急措置として、退避の指示、警戒区域の設定等を実施

(6) 消防庁長官は、都道府県知事等に対し、武力攻撃災害の防衛等に関し指示できる。

- (7) 感染症法、検疫法、予防接種法、墓地埋葬法及び廃棄物処理法の特例措置
- (8) 文化庁長官は、管理者等に対し、文化財の保護のための措置を命令

第5 その他

- (1) 指定行政機関の長等は、それぞれ又は共同して訓練を実施する。この場合において、防災訓練との有機的連携に配慮
- (2) 国は、生活関連物資等の価格安定、金銭債務の支払延期等を適切に実施
- (3) 指定行政機関の長等による避難、救援等に必要な物資及び資材の備蓄
- (4) 都道府県知事は、避難又は救援のため、あらかじめ避難施設を指定
- (5) 都道府県公安委員会による緊急輸送の確保のための交通規制、車両の移動指示
- (6) 指定行政機関の長又は都道府県知事は、医療関係者を識別するための赤十字標章等を交付又は使用許可。また、国民の保護のための措置を行う者を識別するための国際的な特殊標章を交付又は使用許可

第6 財政上の措置等

- (1) この法律の規定による収用その他の処分を受けた者に対し、損失を補償。国又は地方公共団体は、要請を受けて協力した者が、死亡、負傷等したときは、損害を補償
- (2) 国は、総合調整又は内閣総理大臣の指示に従った結果、損失を受けた地方公共団体等の損失を補てん
- (3) 地方公共団体が行う国民の保護のための措置に要する費用は、職員の人件費や管理及び行政事務の執行に要する費用などを除き、原則として国が負担
- (4) 国と地方公共団体とが共同して行う訓練に係る費用は、原則として、国が負担

第7 緊急対処事態に対処するための措置

- (1) 国は、緊急対処事態においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、緊急対処保護措置に関し国費により適切に措置。地方公共団体は、国の方針に基づき、当該地方公共団体の地域における措置を推進
- (2) 指定行政機関の長等は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、国民の保護に関する計画で定めるところにより、その所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。
- (3) 避難、救援、武力攻撃災害への対処、財政上の措置等に関する規定は、原則として緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用

第8 罰則

原子炉等による危険防止のための措置命令に従わなかった者、物資の保管命令に従わなかった者、交通規制、立入制限等に従わなかった者などには、刑罰を科する。

第9 事態対処法の一部改正

緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。）に関する事項について、以下の規定を事態対処法に設ける。

- (1) 対処方針（緊急対処事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実、全般的な方針、攻撃の鎮圧や保護措置等の緊急対処措置に関する重要事項）、対策本部の設置等に係る規定
- (2) 対処方針についての国会の事後承認に係る規定
- (3) 国会が緊急対処事態への対処措置を終了すべきことを議決した場合における当該措置の終了に係る規定